



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンの策定(環境省より)

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンを策定しました。復興ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを目指しています。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15188>)

★第四次環境基本計画の閣議決定(環境省より)

政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める環境基本計画が、閣議決定されました。「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会を目指すことが謳われています。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15169>)

★平成25年「海フェスタ」の開催地決定(国土交通省より)

平成25年の「海フェスタ」を、秋田県男鹿市及び周辺市町村で開催することが、決定しました。「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的として、毎年、主要港湾都市で「海フェスタ」が開催されています。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji09_hh_000071.html)



暑い夏は、「緑のカーテン」

「緑のカーテン」とは





「緑のカーテン」とは、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオといったツル性植物で建物の窓や壁を覆うことで、室内温度を下げる事が期待できるものです。

緑のカーテンは、①日差しを遮る、②植物の蒸散作用、③良い景観の保持、④環境教育、⑤栽培・収穫等ができます。条件にもよりますが、①②により、室温は外気温と比較して2度程度、低減することが期待されます。

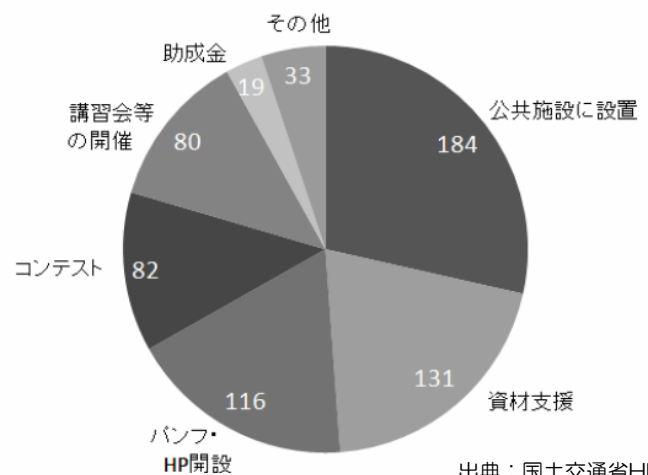
「緑のカーテン」へ取組む地方公共団体

国土交通省では、「緑のカーテン」の取組みを推進しており、平成23年度の全国の地方公共団体の取組みをアンケート調査により集計しました。

集計結果は以下のとおりです。多くの地方公共団体で取組みが見られます。

-  取組み内容としては、公共施設への設置が最も多い
-  その他、資材支援、パンフレット・ホームページの開設、講習会等の開催、コンテストの開催等が実施されている
-  全国の約8割の都道府県内で「緑のカーテン」への取組みが実施されている
-  政令市の約9割で「緑のカーテン」への取組みが実施されている

「緑のカーテン」に関する地方公共団体の取組み状況



「緑のカーテン」をはじめよう

以下に、代表的なツル性植物の播種時期を紹介します。これらは栽培地の気候条件によって大きく異なるので、栽培前に確認しましょう。

- ゴーヤ： 播種：4月下旬～6月上旬
 苗：5月下旬～6月
- ヘチマ： 播種：4月～5月
 苗：5月上旬～6月上旬
- アサガオ： 播種：5月上旬～6月下旬





ラムサール条約湿地の新規登録候補地



「ラムサール条約」とは

「ラムサール条約」の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、1971年にイランのラムサールで採択されました。

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としており、各締約国がその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定しています。

日本の取り組み状況と新規登録候補地

日本は、1980年10月17日にラムサール条約の締約国となりましたが、その際、釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録しました。日本の湿地登録数は、2012年5月現在、37か所、面積合計 131,027 haとなっています。

本年7月6日～13日に開催が予定されているラムサール条約第11回締約国会議（ルーマニア・ブカレスト）にあわせて、日本から新規に登録する湿地の候補地は9箇所となっています。

これらの候補地は、5月10日に開催される中央環境審議会野生生物部会で報告・公表する予定です。なお、渡良瀬遊水地、円山川下流域・周辺水田及び荒尾干潟の3カ所については、国指定鳥獣保護区等の指定について、同部会からの了解が得られることが前提となります。

これら候補地の登録により、日本のラムサール条約湿地は、46カ所（9カ所増）、137,968ha（6,941ha増）となる予定です。

●新規登録候補地（9カ所）

- 大沼（北海道） 1,236 ha
- 渡良瀬遊水地（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県） 2,861 ha
- 立山弥陀ヶ原・大日平（富山県） 574 ha
- 中池見湿地（福井県） 87 ha
- 東海丘陵湧水湿地群（愛知県） 23 ha
- 円山川下流域・周辺水田（兵庫県） 560 ha
- 宮島（広島県） 142 ha
- 荒尾干潟（熊本県） 754 ha
- 与那覇湾（沖縄県） 704 ha



出典：環境省HP

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15203>)



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとにNKS J-RMが作成)

スマートムーブキャンペーン

移動に伴うCO2排出量は、生活分野のCO2排出量の3割に相当すると言われています。そこで環境省では、CO2排出量の少ない「スマートムーブ」、すなわち賢い移動にチャレンジするよう、スマートムーブキャンペーンを行っています。推進の内容は以下の5種類です。

- 取組1：公共交通機関を利用しよう（電車、バス等の公共交通機関の利用）
- 取組2：自転車、徒歩を見直そう（自転車や徒歩での移動推奨）
- 取組3：地域や企業の移動におけるCO2排出削減の取組に参加しよう
（カーシェアリング、コミュニティサイクル等の利用促進）
- 取組4：長距離移動を工夫しよう
（エコ旅行やトレイン&レンタカー等の利用促進）
- 取組5：自動車の利用を工夫しよう
（エコドライブの推奨、エコカーへの乗り換え）

現在、スマートムーブキャンペーンの一環として、企業・団体が実施する「スマートムーブ」をテーマとするイベント等の活動に環境省が協力しています。詳しくは、環境省報道発表資料をご覧ください。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15213>)

浮体式洋上風力発電

現在、災害に強く低炭素な街づくりという観点から、再生可能エネルギーに注目が集まっています。

浮体式洋上風力発電（ふたいしきようじょうふうりょくはつでん）とは、その名の通り、海の上に風力発電の装置を浮かべて発電するもので、安定した風環境と広大な空間で電力を作り出すものです。海外ではいくつか実績があるのですが、日本では、2013年に長崎県五島沖に、2013年夏以降に福島県沖に建設されることが計画されています。

2012年4月、国土交通省では、浮体式洋上風力発電施設の普及促進のため、安全確保のための技術基準を制定しました。さらに、我が国の技術基準を基に、国際標準化を先導し、産業の国際競争力強化および浮体式洋上風力発電の普及拡大を促進することを目指しています。

ぶなの森ニュース

2012年6月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様^に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります

<わしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.575%（税抜1.50%）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ **その他の費用・手数料**

◆ **監査報酬**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）**

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/社団法人投資信託協会
社団法人日本証券投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。